

産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

氏名 ツチダ開発株式会社
代表取締役 土田安子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和7年10月29日

許可の有効年月日 令和12年8月21日

1. 事業の範囲

処分業（中間処理及び最終処分）

事業の区分：中間処理【破碎】

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上8項目）

事業の区分：中間処理【圧縮】

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず

この写しは原本と相違ないことを証明致します

且し、記名捺印（朱印）あるもののみ有効

ツチダ開発株式会社

事業の区分：中間処理【選別】

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以上8項目）

事業の区分：最終処分【安定型埋立】

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／ゴムくず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上4項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 8 月 22 日	新規許可
令和 2 年 8 月 22 日	更新許可
令和 4 年 8 月 9 日	処理施設の更新
令和 6 年 9 月 26 日	処理施設の更新
令和 7 年 6 月 17 日	埋立終了
令和 7 年 8 月 22 日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

破碎施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：平成17年7月29日
処理能力：廃プラスチック類 35.3t/日、紙くず 17.1t/日、木くず 55.4t/日、繊維くず 12.1t/日、ゴムくず 52.4t/日、金属くず 113.9t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 121.0t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 149.2t/日

許可年月日：平成17年3月30日
許可番号：第50033号

破碎施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：平成17年7月29日
処理能力：木くず 135.0t/日
許可年月日：平成17年3月30日
許可番号：第50034号

破碎施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：平成17年7月29日
処理能力：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 19.8t/日

破碎施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：令和4年7月19日
処理能力：混合廃棄物（廃プラスチック類／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）（廃蛍光管に限る。） 2.1t/日

破碎施設

設置場所：滋賀県東近江市五個荘奥町字東川原38番
設置年月日：令和6年8月22日
処理能力：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 1,040t/日
許可年月日：平成13年2月1日
許可番号：平成12年11月29日政令第493号による産業廃棄物（がれき類）破碎施設

圧縮施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：平成17年7月29日
処理能力：廃プラスチック類 22.5t/日、紙くず 27.0t/日

選別施設

設置場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10
設置年月日：平成17年7月29日
処理能力：混合廃棄物（廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物） 104.0t/日

最終処分施設（安定型）

設置場所：滋賀県東近江市五個荘奥町字東川原38番、75番1、76番
設置年月日：平成6年6月30日
埋立面積：5,213m²
埋立容積：20,860m³
許可年月日：平成5年2月8日
許可番号：第10002号